時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊せす其代價
郵送料廣告料へ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ要ス

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月に金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

道理に訴るよりも民情を察す可し

今の世界は道理の世界にあらず人間萬事七八分の情に二三分の道理を調合し僅に曖昧の間を通過して以て無智頑陋者の秩序を維持し以て少時間の安寧を保つの習ひなれば政治上に於て最も大切なる輿望を收るに就ても其政治家が道理の數を根據にして黑白の異同を論ずるよりも人情の向ふ所に授して進退するゝを肝要なれ世界古今の歴史に徴し明に其例證を見る可し左れば今日我國に於ても國會の期に迫り開場の上は民心の向背如何とて世間一般みれに注目する其中に政府にては準備に意らず歳計の報告を始めとして諸法律規則條例の發布等孰れも國會議場に國民に對して答辯說明の要に備へ千百の難問に逢ふも即答に窮するなきの用意は既に備はりたるものゝ如し又一方の人民に於ては政務調査と稱して頻りに施政上の事實を吟味する樣子なれども固より不慣の事にして十分に行屆く可き筈もなければ議場に於て官民相對するとき政府の方には恰も乘ず可きの實なきのみならず假令へ多少の落度あるも人民の方にて調査不行屆なるが爲めに討論に於て政府の窮するゝなかる可しと我輩の信ずる所なれども若し或は然らずして政府と國會との間に齟齬を失ひ雙方の向ふ所相互に齟齬するゝもわらんには其齟齬は道理に生ずるに非ずして國民の情感に發するものなりと視ざるを得ず即ち其情感とは國民全體貧困の地位より政府の筋の洪大華美を望見して德義上に之を咎め又隨て之を羨むの私情にして一度び此羨望の情を發するときは如何ある道理論も身に入るを得ずして是にも非にも唯反對を試るのみ政府の身と爲りては甚だ迷惑あるも次第なれども天下の民心斯の如しと云へば之を如何ともす可らず抑も人事の外面を皮相すれば日本社會は既に文明開化の域に達したるが如くなれども斯民や封建の素朴卒直に生々したる者あれば日に文明の霧囂塵者を目ふも其心に信ずる所は素朴卒直の敎あるのみ即ち天下人心の赴く所にして苟も此敎に從ふ者とあれば其才能の如何に拘らず社會に對して多少の重きを爲す可し例へば今の有志者と稱する壯年輩が衣食粗にして貴客に苦しみ之を一見して下等の人民たるを免れざれども心事さへ高尙なれば金次五食の貴公子と齒して愧ざるのみか却て之を羨羨するの勢あるは天下の人心尙世來だ古風を脫せざるの事實を見る可し在昔西鄕隆盛翁が天下に大名と稱したるは翁の英才みれと雖ども其實少なかりしが故あらんと雖も我輩を以て見れば翁の長所少なからざる其中にも絶倫無比と稱す可きは其心事の卒直にして生活の素朴なりしものの是れなりと云はざるを得ず假令へ西鄕翁の才の拙あるも又承氣あるも家者廉師の風わらしめなば人心を得るゝ彼の如くならざりしや明に知る可し是等の事實にして進ふゝなくんば現今我政府の局に當る人々は其政治上の才の美を別にして唯生活の程度如何の一方より論じ興望を博するに足るや否やと尋ねて我輩は容易に答ふる能はざる者なり顯紳の榮譽既に大なる其上に居るに官宅の壯大なるあり、出るに車馬の盛なるあり、一夕の宴會に千金を散して中人十家の產を空ふしたりとあれば田舍漢は之を傳聞して驚かざるを得ず然るに今の國會議場に在る議員等は此田舍漢の投票に依頼して出身したる者なれば兎にも角にも投票者に對するの義理に於て斯る政府には反對せざる可らずして政務の利害を測辨するに遑あらず唯地方への申譯に漫に異說を唱ふるゝとはなかる可きやと我輩の竊に心配する所なり此の事情に就ては當局者も既に思案を運らして必ず臨機應變の腹案はある可しと雖も更に一層の注意みを願はしけれ全體事の中庸を云へば文質彬々として始めて文明の君子たる可ければ外面の文飾豪奢必ずしも咎む可きに非ずに非ず西鄕翁の質朴一偏必ずしも學ぶ可きに非ざれども如何せん日本の文明の程度は正さに翁をして大名を成さしむるの時代にみるあれば現政府の當局者が天下の人心を籠絡して國會の平穩を助け以て自家の功名を成さんとならば萬全の良策として西鄕隆盛翁の卒直質朴を學ぶ可きものなり

官報

○五十八は五十五　一昨十九日の本欄遞信告示第百二十二號第八行五十八分は五十五分の誤なり　廿日の官報に是正せり

○内務省訓令第三十六號
第一條　官ニ屬スル公有水面ヲ埋立テンコトヲ出願スル者アルトキハ開際市町村會ノ意見ヲ聞キ然後技術者ヲシテ調査セシメ第二條以下ニ規定セラルタル命令書ヲ下付シテ之ヲ免許ス可シ
第二條　公有水面埋立ノ命令書ニハ左ノ條項ヲ記載ス可シ
一　出願人ノ住所姓名
一　埋立ノ位置區域
一　埋立ノ目的
一　埋立ノ方法
一　着手ノ期限
一　成功ノ期限
既ニ免許ヲ與ヘタル後埋立地ヲ其成功ノ區ニ分チテ命令書ノ條項ヲ改メ得ルコト
着手ノ期限ニ至テ着手セス成功ノ期限ニ至テ成功セス其他命令ノ條項ニ從ハサルモノハ免許ノ効ヲ失ヒ且除害ノ加スルコトアラハ出願人ノ費用ヲ以テ之ヲ除カルルコト
免許願ハ官許ヲ受クルニ非ラレハ補償金付ニ供シ又ハ他ニ移スコトヲ得ルコト
天災事變ノ爲メニ期限内ニ着手若クハ成功シ難キ事情アルモノハ其事由ノ止ミタル後二箇月内ニ出願スルニ於テハ相當ノ延期ヲ與フルコト
第三條　通船ノ便利用水ノ疏通ヲ保護スルニ埋立ノ地位ト季節トヲ定メ公益上利害ヲ加フルノ虞アルモノハ精細ニ其仕方ヲ命令書中ニ記載ス可シ
第四條　埋立成功ノ後其地所ノ道路橋梁物揚場ノ共ノ用ニ供スル分ハ前項ニ有ル條件ニ定メルコトヲ得
二箇所ノ所有トナス可シ其他ハ出願人ノ所有ニ帰シ地租ハ出願人ノ所有トス可キ分ハ地租ニ編入シ其他ハ無償ニ命令書附屬人ノ所有トナシタル後公害アルコトナキ限リ其成功スル毎ニ出願人ノ所有トナシタル後公害アルコトナキ限リ其成功ハ時宜ヲ以テ賣拔スルカ又ハ牧用スルニ非サレハ回復スルコトヲ得
第五條　着標ニ立テ捕魚拵網ノ業ヲ當ル外公有ノ水面ヲ其慣使用セシコトヲ出願スルモノアルトキハ前條ノ例ニ準シ命令書ヲ下付シテ之ヲ免許ス可シ但本條ノ場合ニ於テハ相當ノ料金ヲ國庫ニ納メシム可シ
第六條　官ニ屬スル私有水面ノ埋立ハ第一條ノ手續ヲナサルタル後一般ノ官有地賃貸ニ關スル規則ニ落チ其地ノ賃料又ハ賃與シテ之ヲ埋立シム可シ其使用ハ一般賃地ノ手續ニ依リ可シ
第七條　水上ノ取締ニ關スル規則ニ準リテ公有水面ノ使用ヲ許スノ類ハ命令書ヲ下付スルニ及ハス又使用料ヲ納メシムルニ及ハス公共ノ障碍ナキニ於テハ無料使用ヲ許スコトヲ得
第八條　何レノ場合ニ於テモ使用料額ハ五箇年ヲ期シテ定ム可シ
第九條　公有水面ノ埋立ハ公益上必要アルモノ竝特別ノ理由アルモノ、外五箇年内ニ成功シ難キ場所ヲ一手ニ免許スルコトヲ得
第十條　何レノ場合ニ於テモ使用料額ハ五箇年ヲ期シテ定ム可シ
第十一條　凡ソ一箇所ノ場所ニ人以上同時ニ埋立又ハ使用セシコトヲ出願スル者アルトキハ共ニ內務大臣ニ稟議シテ其指令ヲ乞フ可シ
第十二條　公有水面ノ埋立ハ公益上必要アルモノ竝特別ノ理由アルモノ、外五箇年內ニ成功シ難キ場所ヲ一手ニ免許スルコトヲ得
第十三條　公有水面ノ埋立使用ハ從來特ニ委任セシモノ及第九條ノ除外ノ外總テ意見ヲ具シ地圖ヲ添ヘ本大臣ニ稟議シテ後處分スヘシ其本大臣ノ指令ヲ得テ下付シタル命令書、設計書、圖面ハ本大臣ノ認可ヲ受クルニ非サレハ變更スルコトヲ得ス

明治二十三年十月二十日　內務大臣伯爵西鄕從道
北海道廳　府縣

○內務省訓令第三十七號
本年勅令第百三十五號百有地特別處分規則ニ依リ官有地ヲ賃渡シ又ハ賃渡スルトスルトキハ其願ニ於テ便宜許否委員ヲ設ケ其地價又ハ賃渡料ヲ評定セシム可シ其總額シテ賃渡スル場合ニ於テモ亦同シ但最四賃渡ノ際願書前項ヲ減賃渡ニシテ從來慣例ノ要セシカハ附價書ヲ作リ願人ノ申立金額アレハ其金額ヲ記載シ圖面ヲ添ヘ本大臣ニ具申スヘシ

明治二十三年十月二十日　內務大臣伯爵西鄕從道

○大藏省告示第四十九號
今般大藏省令第二十六號ヲ以テ二十一年十月分本省令第十三號（追加）ヲ左記印紙ノ見本左ノ如シ（見本略ス）

明治二十三年十月二十日　大藏大臣伯爵松方正義

雜報

○公然の達しにてはなし　昨二十日貴族院多額納稅者議員假事務所より右の通り申し來りたり茲に掲げて其請求の趣を取消す

貴社新聞第二千八百十號雜報欄內昨日の多額納稅者會議ト題シ項中同日金子貴族院書記官長（中略）議員中同年月ノモノアレハ勅令第二百二十號貴族院規則第四條ニ依リ抽籤ヲ以テ順序ヲ定メラレタル旨申越シ云々御掲載有之候ヘトモ右ハ公然逆セラレタルモノニ無之候間此至文御掲載ノ上其事ニ關スル分ハ御取消相成度候也

○祭賓下賜　此程逝去せし故男爵岩倉具經氏の遺族へ去る十八日聖上陛下より金千五百圓、皇太后宮皇后宮兩陛下より金五百圓孰れも祭會料として下賜ありたりと云ふ

○全國市町の所得稅納稅商人及商事會社　商業會議所條例に依り新商業會議所を設置すべき市町は全國に幾何箇所あるべきやとて農商務省に於て此程調査したる所は左表の如くなりと云ふ

市町名	所得納稅者	納稅者中四等以上の者	商事會社
	戶數	戶主	
東京市	八、三四〇	一、三五〇	三九六
京都市	一、九八四	二〇七	二六
大阪市	三、七六四	五三三	一九
神戶市	一、一〇〇	一、一〇〇	一〇
堺市	七八三	一六三	三
櫻井市	八七一	一六一	三
那覇市	一六四	一四五	一
長崎市	三四三	二九四	四
新潟市	三二二	一九四	二
高崎町	一二五	一二五	一
名古屋市	七四七	五五五	二
靜岡市	一七八	一一八	一
甲府市	一六四	一一四	一
大津市	一二八	八三	一
松本町	二〇一	一一四	一
福井市	二九八	二五四	一
金澤市	二一六	一八五	一
高岡市	二五二	九八	一
富山市	一五二	二二	一
鳥取市	一一九	一一	一
赤間關市	二三二	一〇	一
和歌山市	二一九	一九八	一
鄕島市	一一〇	一三九	一
熊本市	二六九	二五	一
鹿兒島市	一一七	一一七	一
	一四五	一二	一

右表に示す所は市町村會議所を設置するべき區域なるものなるが此他なるべき區もなるものの上九六）高松市（同上一一）酒田町（同上五一）前橋町（同上八一）大垣町（同上五六）前橋町

○全國從來の商業會議所に據れば全國の各市町村すべき團體は目下五百餘箇所にして其大小、組織の完否同じからざるものあり至極雜駁一定せず總て七種に別すれば左の如くなり

第一　商法會議所と稱するもの　大阪　大町　神戶　松本
第二　蚕業會議所と稱するもの　宮山　伏本　上田　石ノ巻
第三　漁業會議所と稱するもの　笠松
第四　商工會議所と稱するもの　東京　鶴本　長崎　鹿兒島
第五　農商工會議所と稱するもの　京都　前橋　高崎　高岡　高松
第六　農商工會議所と稱するもの　早　笠松
第七　農商會議所と稱するもの　宮山　伏本

○佛國支那內地へ鐵道敷設　那南部との陸路貿易は省にある夢子の二箇所にて貿易口と定めてより佛國人は新設し清政府も我關を開き陸路貿易の道を開き利を測り廣東より西江を西雲南及四川地方に出過し紅河の水運を利用し擴張し一は東京地方を通ずる紅河は其源を雲南地方とし雲南地方との貿易されども廣西地方へ貨物を得ざるを以て疾て開く爲めフークアンヒ十五英里間に鐵道を敷用する鐵軌其他材料は近きにあり明年中には郵貿易にも大に其關係する見込なりと

○濱尾專門學務局長の爲め出張せし濱尾專門學校醫學部の郷醫新橋着の汽車にて歸京の內務省試驗場に於て執部長鳴田精一氏委員は歌官丹波敬三、下山順十名の處病氣中故等にり昨日の問題は左の如

物理學（總官委員山田義長）
第一問　毛細管現象及其應用
第二問　單圓壓縮に由て物化學（總官委員丹波敬三氏）
第一問　銀井に燒體の量

○水戶（機械部）軍艦　小山水戶（同）
○東京（機械部）軍艦　小山水戶（同）
○京都（同上）十一時二十分（名古屋）十一時二十分（同上）○午後三時十分（名古屋）十一時二十分（同上）○午後三時十分（名古屋）十一時二十分（同上）○午後三時十分（名古屋）十一時二十分（同上）
○新潟（同）午前八時十五分（急行）、九時四十分（急行）、十時十分（急行）、十時十五分（急行）、十時三十分（急行）、十時四十五分（急行）、十一時十分（急行）、十一時三十分（急行）、十一時四十五分（急行）、十二時十分（急行）、十二時三十分（急行）、十二時四十五分（急行）、一時十分（急行）、一時三十分（急行）、一時四十五分（急行）、二時十分（急行）、二時三十分（急行）、二時四十五分（急行）、三時十分（急行）、三時三十分（急行）、三時四十五分（急行）、四時十分（急行）、四時三十分（急行）、四時四十五分（急行）、五時十分（急行）、五時三十分（急行）、五時四十五分（急行）、六時十分（急行）、六時三十分（急行）、六時四十五分（急行）、七時十分（急行）、七時三十分（急行）、七時四十五分（急行）、八時十分（急行）、八時三十分（急行）、八時四十五分（急行）、九時十分（急行）、九時三十分（急行）、九時四十五分（急行）、十時十